

個人一般質問の対面型・一問一答方式の導入について

令和4年7月13日一部改正

令和6年4月19日一部改正

(19年12月定例会から導入)

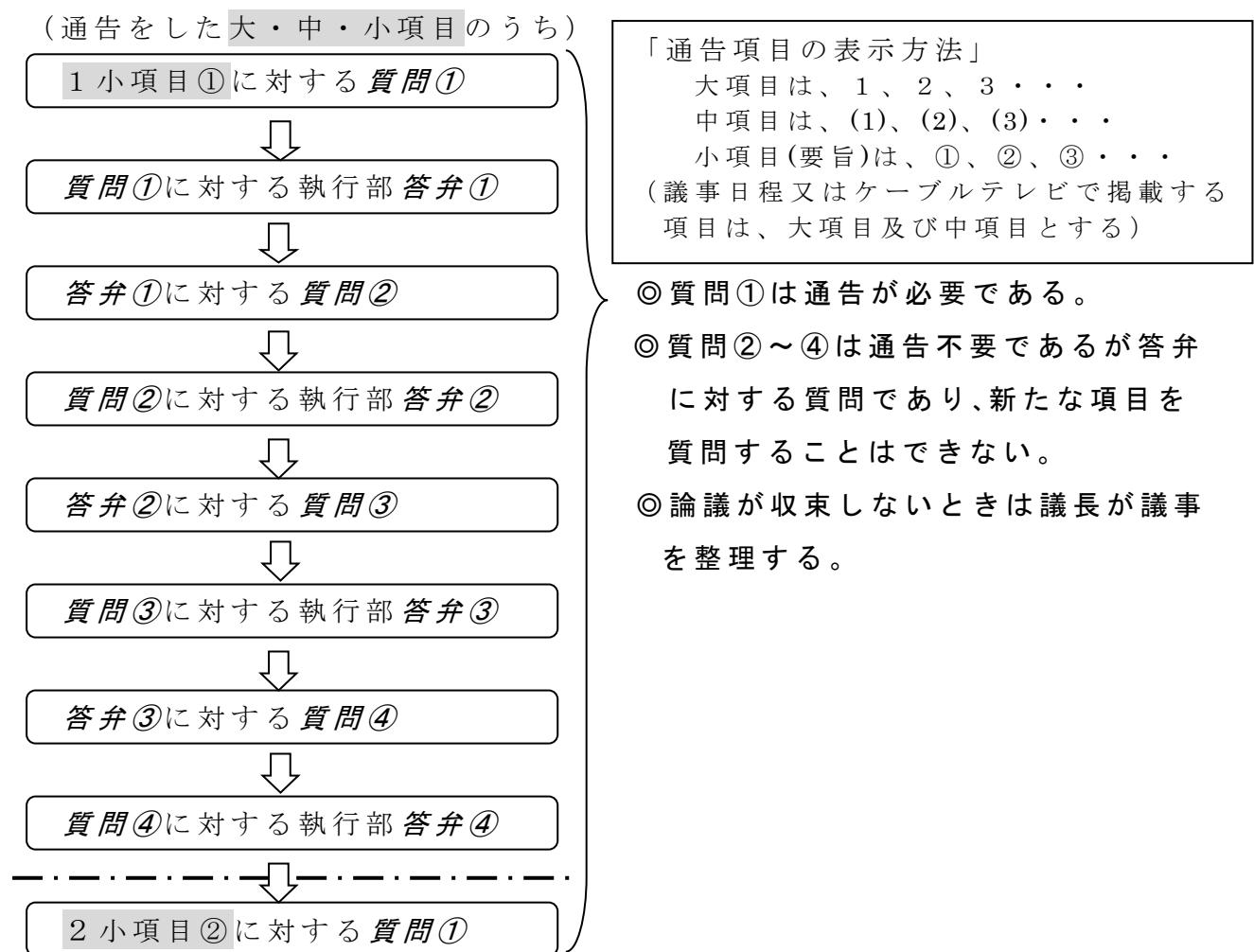
これまでの個人一般質問「登壇・一括質問方式」は、質問議員が壇上から議員席の方を向いて、複数の質問を一括して行い、執行部側もまとめて答弁するため、傍聴者・ケーブルテレビを視聴した市民から内容が理解しづらい点などの指摘があった。

「対面型・一問一答方式」では、議員席の最前列中央付近の「発言席」から、質問議員が執行部と向かい合い、全ての質問を行う。これまでには、再々質問までしか許可していなかったが、持ち時間内なら何回でも質問ができる、執行部側も質問の都度答弁することとなる。これにより、傍聴者・ケーブルテレビ視聴者にも分かりやすく、緊張感のある深みを持った議論が期待される。

1. 一問一答の基本構成

質問者(議員)は、通告書にしたがって市政に関する質問や提案を行う。

* 通告小項目ごとの一問一答方式とする。



※以下繰り返し

2. 個人一般質問通告の期限及び流れについて

- ① 通告期限は、定例会議開会日の 6 日前の午前 11 時（浜田市の定める休日は含まない。）とする。ただし、締切日の 1 日前（午前 11 時）まで FAX・メール提出を受付可能とし、それ以降は本人の直接提出を原則とし、緊急やむを得ないと議長が認める場合のみ、FAX、メール、代理者（家族）による提出を受理することとする。
- ② 一般質問の通告書は、質問の標題（大・中項目）だけでなく要旨（小項目）を具体的に記載し、同時に提出することとする。
- ③ 通告締め切り時に発言順の抽選を行う。
- ④ 通告締め切り後、正副議長及び議会運営委員会正副委員長が、通告内容を点検し、必要により通告者に確認又は修正等について協議する。
- ⑤ 通告締め切り日の午後 2 時に執行部へ通告書写しを送付する。
- ⑥ 期限を過ぎてからの質問の変更はできない。質問項目の削除は認める。
- ⑦ 質問通告書は印刷し、質問当日に全議員の議席に配付する。

3. 質問内容について

一般質問は、大所高所からの政策を建設的立場の論議となるよう、次の 4 点については質問を差し控えることを前提に、所管の委員会に関する質問の制限は行わないこととする。

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの。
- ② 議案審議の段階でたどせるもの。
- ③ 制度の内容説明を求めるもの。
- ④ 特定の地区の道路改修などを要望するもの。

4. 質問時間、回数について

- ① 一人当たりの持ち時間は、一定例会議ごとに30 分とする。
- ② 質問の持ち時間は、答弁を含めない。
- ③ 質問の回数に制限は設けない。

5. 質問及び答弁の場所と流れについて

- ① 議長は、議事日程に基づき、質問者を指名（○○番○○議員）する。
- ② 質問者は、市長と対面で設置する質問席につき、質問を始める。
- ③ 質問は、質問席で起立して行い、2 回目以降の質問の時も同様とする。
- ④ 質問者は、答弁を質問席で着席して受ける。
- ⑤ 答弁は、市長以下自席で行う。
- ⑥ 質問・答弁が終了後、質問者は自席に戻り着席する。
- ⑦ 質問残り時間は、質問席前方に設置のディスプレイで確認し、持ち時間内に質問を終える。なお、持ち時間を超えて発言が終わらない場合は、議長が制止する場合もある。

(通告例)

発言No._____

受付No._____

令和 年 月 日
時 分 受付

一般質問発言通告書

議席番号 番 氏名 _____

答弁を求める者 市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長
(○をつける) 農業委員会会长 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1について

(1)について

①はどのようにになっているのか現状を伺う。

②は将来的に.....するおつもりはないのか考え方を伺う。

2について

(1)について

①はどのようにになっているのか現状を伺う。

②は将来的に.....するおつもりはないのか考え方を伺う。

以下繰り返し